

# 皆様のご意見をお聞かせください！

## 「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」(仮称)案

京都市障害者施策推進計画

第5期障害福祉計画

第1期障害児福祉計画

### に関する意見募集について

京都市では、京都市障害者施策推進計画「支えあうまち・京都ほほえみプラン(計画期間:平成25年度～平成29年度)」及び「第4期障害福祉計画(計画期間:平成27年度～平成29年度)」に基づき、保健福祉、教育、住宅、まちづくり等、広範囲な分野全般にわたる障害者施策の推進に取り組んでまいりました。

この度、2つの計画期間が終了することから、「共生社会」の実現に向け、これまでの取組の一層の定着・深化を図るため、「児童福祉法」の改正により、策定が義務付けられた「第1期障害児福祉計画」と共に平成30年4月からの計画を一体的に策定し、ライフステージに応じた切れ目のない障害施策を推進する「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」(仮称)案を取りまとめましたので、広く市民の皆様の御意見を募集します。

#### 目次

- 1 はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン【仮称】の概要 ..... 1
- 2 共生社会の実現に向けて(施策一覧) ..... 3
- 3 「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の  
成果目標及びサービス量の見込みについて ..... 5
- 4 はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン【わかりやすい版】 ..... 10



パプコメくん

# はぐくみ支え合うまち・京都ほほ ～京都市障害者施策推進計画・第5期

## 計画を策定する趣旨

現行プラン「支えあうまち・京都ほほえみプラン」及び「第4期障害福祉計画」の計画期間満了に伴い、現行プランの進捗を踏まえ、さらなる取組の推進を図るため、

- 「京都市基本計画」
- 「障害者基本法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」
- 市民ニーズ等の社会情勢、本市の障害者施策の実施状況などを踏まえ、新たなプランを策定する。

また、「児童福祉法」の改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務づけられたことから、障害児・者への切れ目のない支援を行うため、「第1期障害児福祉計画」を合わせて策定する。

## 計画策定の背景等

### 最近の障害福祉関連施策の主な動き

- 障害者差別解消法の施行【平成28年4月施行】
  - ・地方自治体等における差別的取扱いの禁止、
  - ・地方自治体等における合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）
- 障害者雇用促進法の改正【平成28年4月施行】
  - ・法定雇用算定率に精神障害者を加える（平成30年4月1日～）
- 障害者総合支援法の改正【平成30年4月施行（一部は28年6月施行）】
  - ・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設
  - ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用
  - ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
- 児童福祉法の改正【平成30年4月施行（一部は28年6月施行）】
  - ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
  - ・医療的ケアを要する障害児に対する支援
- 京都市手話言語条例の成立【平成28年4月施行】

共生社会  
の実現に  
向け策定

### 障害者生活状況調査の実施(平成28年11月)

調査結果から、障害当事者の高齢化及び障害の重複化並びに介助者の高齢化の進展が見られるなど、依然として解決が必要な様々な課題が明らかになった

<具体的な課題等>

- 障害の重複化により変化するニーズへの対応
- 利用動向を踏まえたサービスの提供体制及び量の確保
- バリアフリー化や外出に関する更なる支援
- 職場定着支援や、多様な就労の場の拡充
- 女性障害者への専門的支援の必要性
- スポーツや、文化活動等の社会参加の一層の促進
- 災害時の不安解消に向けた地域とのつながりの構築
- 障害のある人の地域生活を支援する取組の充実

※障害児については、平成30年度以降に、より詳細な実態把握を行う。

### 本市の障害福祉施策の実施状況

- 地域における相談機能の中核となる「基幹相談支援センター」を市内5圏域に設置
- 京都市障害者就労支援推進会議を核としたオール京都での就労支援
- 児童発達支援を実施する事業所等の設置促進に向けた事業者への働きかけ

# えみプラン【仮称】(H30-H35)の概要

## 障害福祉計画・第1期障害児福祉計画～

### 基本方針

障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する

### 施策目標

- 1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり
- 2 地域で自立して生活できる仕組みづくり
- 3 安心して生活できる社会環境の整備
- 4 生きがいや働きがいをもてるまちづくり
- 5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

### 重点目標

障害者差別解消法や、改正障害者総合支援法等を踏まえ、障害のある人もない人も地域で共生する社会の実現を目指し、施策目標を横断し、全てを貫く重要な視点として、重点目標を、新たに設定しました。

- 1 「重複障害」や「はざま」への適切な対応など、複合的支援を充実します
- 2 障害のある女性など複合的に困難な状況に置かれている人の権利を擁護するため、複合差別解消の視点をもって施策を推進します
- 3 地域移行に向けて、また、障害のある人がすべて地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域での理解促進など、市民みんなで支え合う体制の整備を推進します
- 4 特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、切れ目のない相談や支援を充実します

### 具体的施策と成果目標

- 共生社会の実現に向け、施策目標及び重点目標を達成するための様々な施策を展開し、また新たな課題にも対応していく
- 障害者総合支援法に基づき、国の基本方針や本市の実情等を踏まえ、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標である「成果目標」と、成果目標を達成するために必要なサービスの見込量を設定する

### 計画の進捗管理

- 毎年度、施策の進捗状況を把握し、「京都市障害者施策推進審議会」に報告し、HPで公表
- 「同審議会」に計画の進捗状況や課題に関する意見を求め、次年度以降の取組に反映
- 「京都市はぐくみ推進審議会(仮)」においても進捗状況を報告し、意見を求めるなど、連携して取組を推進

## 基本方針：障害のあるひともないひとも、すべてのひ

**重点目標1** 「重複障害」や「はざま」への適切な対応など、複合的支援を充実します

**重点目標2** 障害のある女性など複合的に困難な状況に置かれている人の権利を擁護するため、複合差別解消の視点をもって施策を推進します

### 1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり

「社会モデル」の考え方に基づいた障害や障害のある人への正しい理解の普及と、障害のある人が地域生活を送る上での「合理的配慮」等について広報・啓発します。

#### 啓発

**【施策】**

- 市民等に対する啓発・広報活動の推進
- 障害福祉を支える担い手等に対する啓発の推進
- 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

#### 相談支援

**【施策】**

- 相談支援体制の充実
  - 専門相談機能の充実
  - 切れ目のない支援の提供
- 3施設一体化整備事業**

#### 意思疎通支援・情報保障

**【施策】**

- 意思疎通支援の充実
- 行政情報における合理的配慮の推進

#### 手話

**【施策】**

- 手話に対する理解促進及び普及
- コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備

新規・充実事業

新規施策

### 2 地域で自立して生活できる仕組みづくり

ニーズに応じた福祉サービス等の提供体制の確保、ボランティアや事業所等の支える担い手の育成、ソーシャルビジネスの活用等、障害のある人が地域で自立して生活できるよう様々な取組を進めます。

#### 住まい・暮らし

#### 福祉サービス

**【施策】**

- 障害福祉サービス等の量等の充実
- 障害福祉サービス等の質の向上

**【施策】**

- グループホーム等の設置促進
  - 地域での住まいの確保と住環境整備
  - 地域生活へ移行する仕組みづくりと支援体制の充実
  - 住み慣れた地域での生活を支える体制の充実
- 障害者 24時間相談体制等構築事業**

#### 地域交流

**【施策】**

- 地域とのつながりの構築
- 地域活動を支える担い手の育成
- 市民交流の促進

新規施策

新規・充実事業

### 5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

早期発見・早期支援を基本に、特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育が受けられるよう、相談・支援・連携体制の充実・強化を図ります。

#### 早期発見・早期支援

**【施策】**

- 関係機関との連携による早期発見・早期支援
- 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

新規施策

# 向けて（施策一覧）

## とが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する

**重点目標3** 地域移行に向けて、また、障害のある人がすべて地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域での理解促進など、市民みんなで支え合う体制の整備を推進します

**重点目標4** 特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、切れ目のない相談や支援を充実します

### 3 安心して生活できる社会環境の整備

地域における見守り活動の推進など、安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。

#### 健康・医療

**【施策】**

- 障害の原因となる疾病の早期発見・早期支援
- 障害に対する適切な保健医療体制の充実
- いきいきと生活できるための健康づくりの推進

#### こころの健康

**【施策】**

- こころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発
- 医療や相談支援体制の充実

#### 難病支援

**【施策】**

- 難病に対する理解促進
- 難病患者への支援体制の構築
- **難病相談支援センターの設置**
- 難病患者への支援の充実

**新規施策**

**新規・充実事業**

#### 権利擁護

**【施策】**

- 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進（再掲）
- 障害者虐待防止の取組の浸透
- 成年後見制度の利用等の推進

#### ユニバーサルデザイン

**【施策】**

- ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及
- 人にやさしいまちづくりの推進
- こころのバリアフリーの普及

#### 災害対策

**【施策】**

- 地域における見守り活動の推進
- コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達
- 災害時における支援体制の充実

### 4 生きがいや働きがいをもてるまちづくり

障害のある人が、生きがいをもち、それぞれの能力を発揮できるよう産学福公が連携し、環境整備を進めます。

#### 社会参加

**【施策】**

- 社会的活動への参加促進
- 社会的活動に参加しやすい環境の整備
- 障害者自身による主体的な社会活動の支援

#### 文化・スポーツ

**【施策】**

- 文化芸術活動の振興
- **障害者アート活性化プロジェクト**
- 障害者スポーツの振興
- **東京パラリンピックに向けた障害者スポーツ振興**
- 支援する担い手の育成

**新規・充実事業**

**新規・充実事業**

#### 就 労

**【施策】**

- 一般就労の促進
- **伝福連携担い手育成支援事業**
- 定着支援の充実
- 福祉的就労の底上げ

**新規・充実事業**

#### 特性や状況に応じた支援の提供

**【施策】**

- 重症心身障害児・医療的ケア児の実態把握
  - 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討
  - 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実
- ※平成30年度以降により詳細な実態把握を実施

#### 相談・支援・連携体制の強化

**【施策】**

- 障害児相談支援の充実
- 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）
- 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進
- 「京都市未来こどもはぐくみプラン」と連携した取組の推進

**新規施策**

#### 一人一人のニーズに応じた教育の推進

**【施策】**

- インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援
- 一人一人のニーズに応じた教育の実施

「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込みについて

1 「第5期障害福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込み

成果目標	項目名	国の基本指針	本市の考え方	サービス見込量	項目名
成果目標	施設入所者の地域生活への移行	①平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行 ②平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末の施設入所者数から2%以上削減	①市内の入所施設に実施したアンケート結果を踏まえ、平成28年度末入所者(1,242人)の3.6%以上(45人以上)を地域生活へ移行すると目標設定する。 ②平成29年8月の入所待機者数が148人おり、①で掲げる45人が地域移行したとしても、待機者の解消が困難な状況であることから、目標設定しない。	サービス見込量	訪問系サービス 居宅介護
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	①保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 ②精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を、国が提示する推計式を用いて設定する。 ③入院後3箇月時点の退院率69%以上 ④入院後6箇月時点の退院率84%以上 ⑤入院後1年時点の退院率90%以上	①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、既存の会議の見直し等により、協議の場を設置する。 ②65歳以上 これまでの減少率(15.7%)に基づき、1,250人以下と目標設定する。 65歳未満 これまでの減少率(35.9%)に基づき、195人以下と目標設定する。 ③～⑤国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため、国指針と同じ数値で目標値を設定する。		日中活動系サービス等 生活介護 自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練) 就労移行支援 就労継続支援A型 就労継続支援B型 就労定着支援 療養介護 短期入所(医療型) 短期入所(福祉型)
	障害者の地域生活支援拠点等の整備	平成32年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備	本市においては、1箇所整備済みであるが、更なる充実が必要であると考えており、地域生活支援拠点に求められる5つの機能を面的整備することで、地域生活支援拠点の一層の整備を進める。		居住系サービス 自立生活援助 グループホーム 施設入所支援
障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行	①福祉施設から一般就労への移行者を平成28年度実績の1.5倍以上 ②就労移行支援事業の利用者を平成28年度実績の2割以上増 ③就労移行率3割以上の事業所を全体の5割以上 ④就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上	①これまでの実績に基づき、243人以上(1.5倍以上)と目標設定する。 ②、③一般就労へ移行するには、「当事者の働く力」、「福祉事業者等の支える力」、「企業の雇用する力」が三位一体となって発揮され移行していくものと考えており、「福祉施設から一般就労への移行」の成果目標としては、①の「一般就労への移行者数」が全てを包含したものとなっているため、目標設定しない。 ④国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため、国指針と同じく80%以上と目標設定する。	相談支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 発達障害者支援 地域協議会の開催 相談支援 関係機関への助言 研修・啓発		

国の基本指針	本市の考え方	指標 (単位)	第5期			
			29年度 実績(見込)	30年度 計画値	31年度 計画値	32年度 計画値
これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。	国基本指針どおり。 これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を右記のとおり設定する。	利用者数(人)	4,620	4,840	5,060	5,280
		延べ利用時間数(時間)	205,849	217,206	228,563	239,920
		利用者数(人)	3,235	3,272	3,309	3,346
		延べ利用日数(人日)	57,190	57,708	58,226	58,744
		利用者数(人)	40	40	40	40
		延べ利用日数(人日)	370	378	386	394
		利用者数(人)	266	289	311	334
		延べ利用日数(人日)	3,971	4,331	4,692	5,052
		利用者数(人)	387	422	456	491
		延べ利用日数(人日)	6,241	6,957	7,492	8,028
		利用者数(人)	611	679	748	816
		延べ利用日数(人日)	13,030	14,536	16,042	17,548
利用者数(人)	3,006	3,230	3,455	3,679		
延べ利用日数(日)	54,063	58,178	62,293	66,408		
障害者のニーズ等を勘案して、サービス見込量を設定する。	成果目標の「福祉施設の利用者の一般就労への移行者」全てに就労定着支援のニーズがあると見込む。	利用者数(人)	-	202	222	243
これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。	国基本指針どおり これまでの利用実績やニーズを勘案してサービス見込量を右記のとおり設定する。	利用者数(人)	252	290	329	367
		利用者数(人)	83	97	110	124
		延べ利用日数(人日)	286	333	381	428
		利用者数(人)	779	909	1,038	1,168
延べ利用日数(人日)	4,540	5,296	6,053	6,809		
地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定する。	地域定着支援と同数の利用を見込む。	利用者数(人)	-	14.4	16.5	18.5
これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。	国基本指針どおり。 これまでの利用実績やニーズを勘案してサービス見込量を右記のとおり設定する。	利用者数(人)	615	665	715	765
地域生活への移行者を控除した上で、真に必要と判断される利用者数を加えた数を勘案して、サービス見込量を設定する。	平成29年8月の入所待機者数148人がおり、地域移行目標として掲げる45人が地域移行したとしても、待機者の解消が困難な状況であることから、平成28年実績と同数を見込む。	利用者数(人)	1,242	1,242	1,242	1,242
これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。	国基本指針どおり これまでの利用実績やニーズを勘案してサービス見込量を右記のとおり設定する。	利用件数(件)	1,228	1,422	1,617	1,811
		利用件数(件)	7.7	12.8	12.8	12.8
		利用件数(件)	12.4	14.4	16.5	18.5
地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込む。	発達障害者支援連携協議会について、発達障害者支援法に規定する地域協議会へ位置付けをうえて、「発達障害者支援センター連絡部会」、「就労支援連絡部会」、「幼児児童生徒支援連絡部会」の3つの部会等における発達障害支援の実施状況の報告のため、地域協議会を年1回開催すると見込む。	開催回数(回)	-	1	1	1
現状の相談件数やニーズのうち、発達障害者支援センター等による相談支援や助言が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数を見込む。 現状の研修や啓発の件数を勘案して、必要な研修・啓発の件数を設定する。	国基本指針どおり 現状の利用実績やニーズを勘案してサービス見込量を右記のとおり設定する。	利用件数(件)	3,344	3,378	3,378	3,378
		関係機関への助言件数	13	16	19	22
		研修・啓発件数(件)	40	41	41	41

「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込みについて

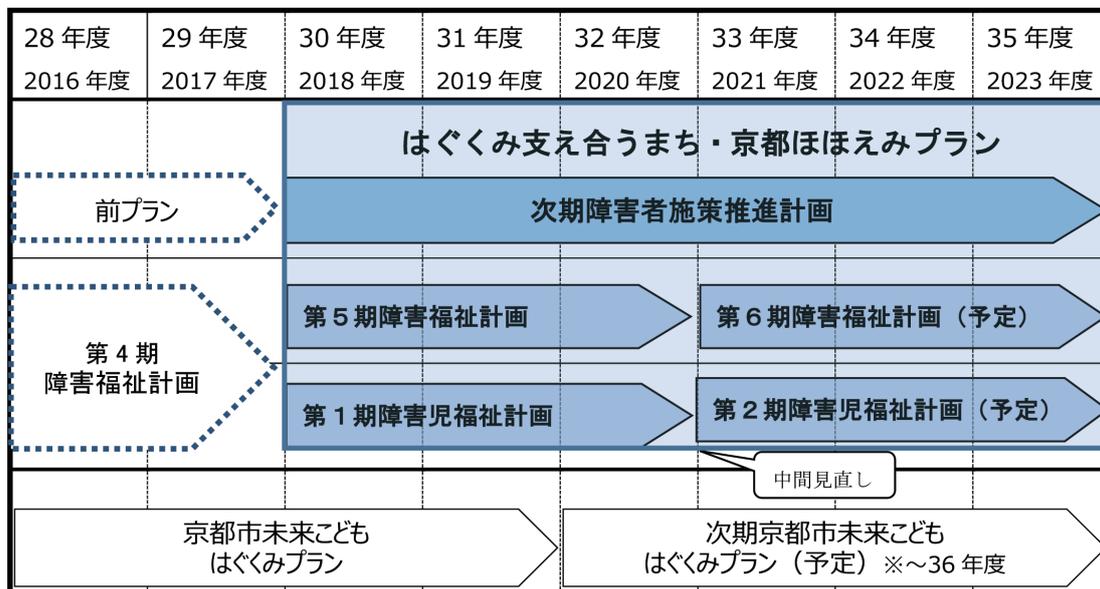
2 「第1期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込み

成果目標	項目名	国の基本指針	本市の考え方	サービス見込量	
	児童発達支援センターの設置	平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所設置	本市においては、既に市内に9箇所設置しており、地域支援や計画支援の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。		放課後等 デイサービス
	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築	本市においては、既に市内に10箇所設置しているが、利用状況が低調であるため、平成30年度以降に、より詳細な実態把握を行い、保育所等訪問支援を利用しやすい仕組みづくりを講じる。		児童発達支援
	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置	平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保	本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（1箇所）、放課後等デイサービス（3箇所）を確保しており、平成30年度以降に、より詳細な実態把握を行い、児童の状況を把握したうえで、効果的・効率的な施策の実施について検討する。		障害児相談支援
	医療的ケア児支援の協議の場の設置	平成30年度末までに、医療的ケア児支援の協議の場を各市町村で設置	平成30年度以降、より詳細な実態把握を行い、保育園（所）も含めた福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児支援に関する協議を行う。		障害児入所施設
				医療型児童発達支援	
				保育所等訪問支援	
				居宅訪問型児童発達支援	
				医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	

国の基本指針	本市の考え方	指標 (単位)	第1期			
			29年度	30年度	31年度	32年度
			実績(見込)	計画値	計画値	計画値
<p>これまでの利用実績やニーズを勘案して、サービス見込量を設定する。</p>	<p>・障害のある就学児童を対象とした「放課後等デイサービス」、未就学児を対象とした「児童発達支援」をはじめ、個々の児童に応じた計画的かつ適切なサービスを提供するための相談支援、近年増加傾向にある重症心身障害児・医療的ケア児への支援について、必要なサービス量を設定することにより、すべての子どもが、特性や状況に応じて、身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、早期発見・早期支援を原則に、支援の充実を図る。</p> <p>・現時点でサービスの提供がない医療型児童発達支援や、利用実績の少ない保育所等訪問支援、さらに、新たなサービスメニューである居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児コーディネーターについては、平成30年度以降に、より詳細な実態把握を行い、その結果を調査・分析したうえで、効果的・効率的な施策の実施について検討していく。</p>	利用児童数(人)	1,842	1,980	2,118	2,257
		延べ利用日数(人日)	20,262	21,780	23,298	24,827
		利用児童数(人)	2,030	2,114	2,198	2,282
		延べ利用日数(人日)	12,180	12,684	13,188	13,692
		利用児童数(人)	81	112	144	179
		利用児童数(人)	47	47	47	47
		利用児童数(人)	<p>現時点でサービスの提供がない医療型児童発達支援や、利用実績の少ない保育所等訪問支援、さらに、新たなサービスメニューである居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児コーディネーターについては、平成30年度以降、より詳細な実態把握を行い、その結果を調査・分析したうえで、効果的・効率的な施策の実施について検討していきます。</p>			
		延べ利用日数(人日)				
		利用児童数(人)				
		延べ利用日数(人日)				
		利用児童数(人)				
		延べ利用日数(人日)				
配置人数(人)						

## 【計画期間】

このプランは、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間を計画期間としておりますが、障害福祉計画及び障害児福祉計画については3年毎の策定が義務付けられているため、3年後の平成33年度（2021年度）には改定を行い、それに併せて全体の中間見直しを行います。



つぎ  
次のページ以降にお示ししているわかりやすい版は・・・

こんかい  
今回の「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」案の考 え方 や 取組 に  
かんが かつ とりくみ  
ついて、わかりやすくまとめて紹介したものです。  
しょうかい

さくせい  
作成にあたっては、かんじ  
漢字にルビをふるとともに、むずか  
難しいことばをわかりや  
い  
すく言いかえたり、イラストも合わせて使用することで、  
だれ  
誰にでもわかりやすいものとなりました。

できあ した  
プランが出来上がり次第、このわかりやすい版も作成  
ばん さくせい  
いたします。

ほほえみ広場マスコットキャラクター  
エミー

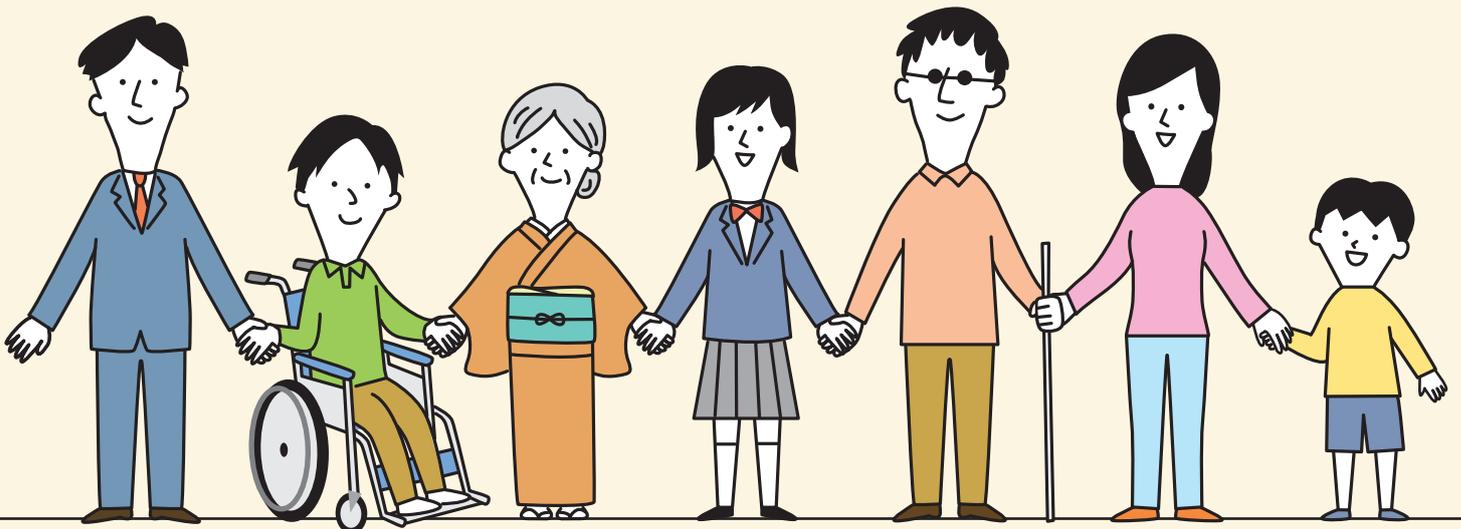
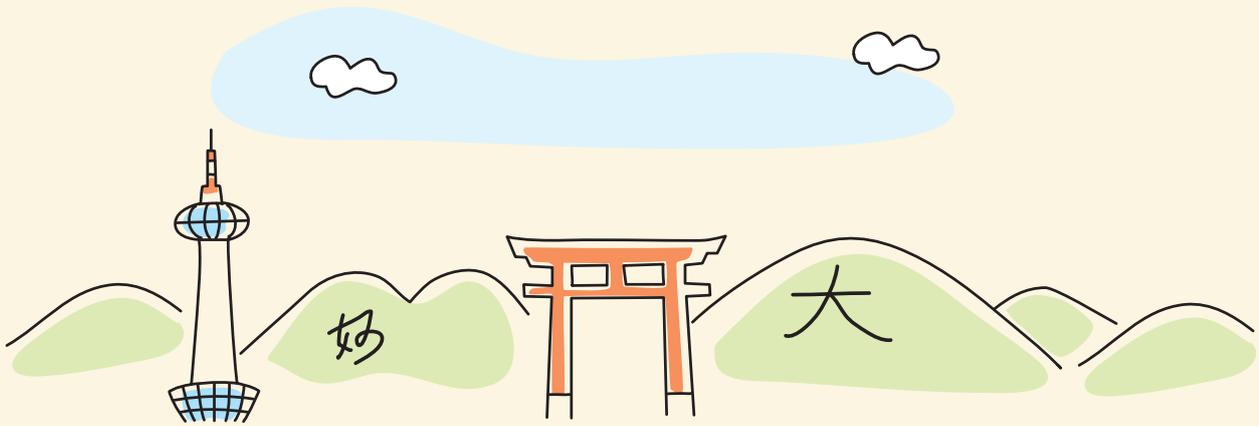


はぐくみ

さ さ あ きょう と  
支え合うまち・京都

ほほえみプラン

わかりやすい版



# この計画について

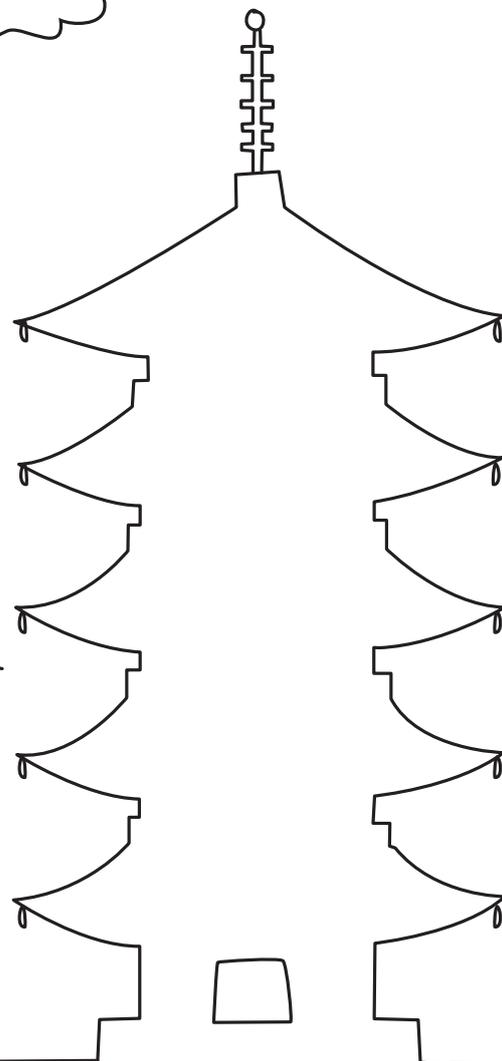
## 計画をつくった意味

- ➡ この計画は、障害のある人もない人もすべての人が、お互いをわかりあい、一緒に協力して暮らすことができる京都市をつくるために作りました。
- ➡ 「障害者差別解消法」という法律では、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害があることで差別することを禁止しています。障害のある人から、社会の中で困っていることを伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することも求められています。
- ➡ 京都市では、今まで、障害のある人を手助けするため、福祉サービスのこと、健康に暮らすこと、働くことなど、たくさんの取組を行ってきました。

この新しい計画をつくることで、すべての人が暮らしやすい京都市を目指します。

## 計画の期間

- ➡ この計画は、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間に取り組むことが書かれています。



## この計画の考え方

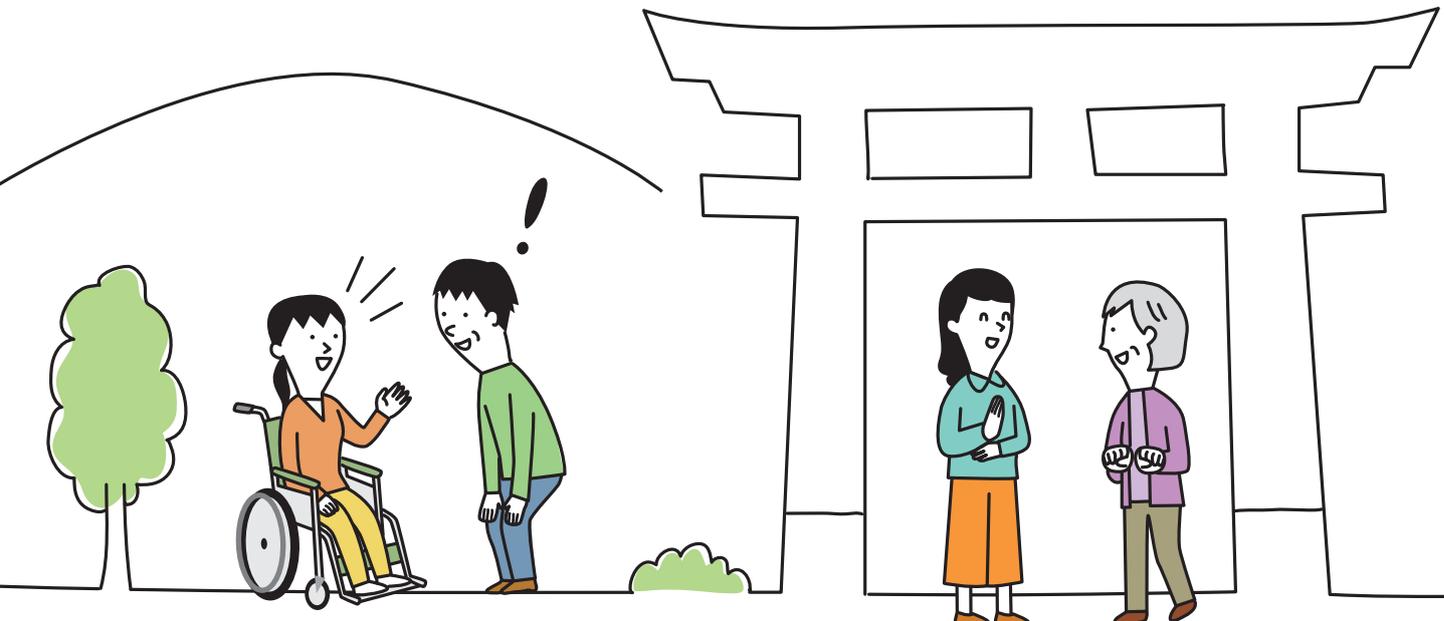
### いちばんたいせつ 一番大切なこと

障害のある人もない人も、すべての人が  
お互いをわかりあい、一緒に協力して  
暮らすことができる京都市をみんなで  
つくります。

### けいかく とりくみ すす かんが かんが 計画の取組を進める考え方

このような京都市をつくるために、次の5つの  
考え方に基づいて、取組を進めます。

- ① 障害のある人にわかりやすく情報を  
伝えたり、障害についての正しい知識を  
市民に広めたりして、障害のある人が  
暮らしやすいまちをつくります。
- ② 障害のある人が、住み慣れた地域で、  
自分らしく暮らすことができるようにします。
- ③ 障害のある人が、安心して安全に  
暮らすことができるようにします。
- ④ 障害のある人が、「こんな生活をしたい」、  
「働きたい」という思いや願いを  
もてるようにします。
- ⑤ 障害のある子どもたちが、  
必要な手助けを受けながら、  
障害のない子どもたちと一緒に学び  
成長することができるようにします。



# この計画で取り組むこと

① 障害のある人にわかりやすく情報を伝えたり、障害についての正しい知識を市民に広めたりして、障害のある人が暮らしやすいまちをつくれます。

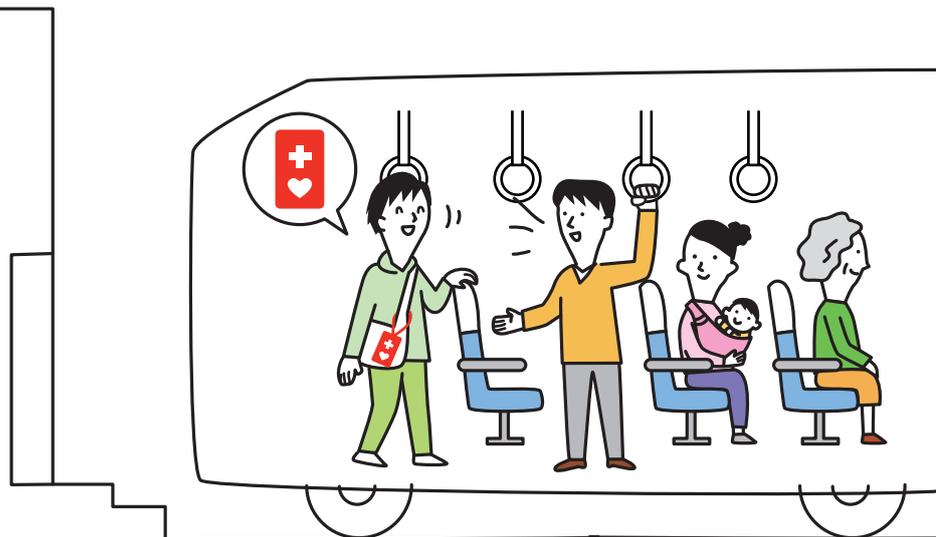
- ➡ 差別をなくす取組をもっと進めます。
- ➡ みなさんや家族が、困ったことを相談しやすくします。
- ➡ みなさんが情報を集めやすくする取組をもっと進めます。

② 障害のある人が、住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができるようにします。

- ➡ 福祉サービスの内容がもっと良くなるようにしていきます。
- ➡ みなさんが、自分らしく暮らせる手助けをします。
- ➡ みなさんが困ったときに、地域の人を手助けできる仕組みを考えます。

③ 障害のある人が、安心して安全に暮らすことができますようにします。

- ➡ 障害のもとになる病気やケガを防ぐ取組をします。
- ➡ ころの病気の人や家族の人の暮らしを手助けします。
- ➡ 難病の人や家族の人の暮らしを手助けします。
- ➡ 住むところや道路や建物を使いやすくしたり、電車やバスなどの乗り物を乗りやすくします。
- ➡ 地震や台風などの災害が起こったときに、皆さんに合った手助けができるように、日頃から準備をしておきます。
- ➡ いやなことを言われたり、無視されたり、たたかれるといった虐待をなくします。
- ➡ 自分で決めることが難しい人への手助けの取組をもっと進めます。



④ 障害のある人が、  
「こんな生活をしたい」、「働きたい」  
という思いや願いをもてるようにします。

➡ みなさんが、やりたいことを見つけ、  
それを楽しむ手助けをします。

➡ みなさんが、芸術活動やスポーツを  
楽しめるようにします。

➡ みなさんが、働くことができるように、  
会社や市役所、地域の人みんなで  
応援します。

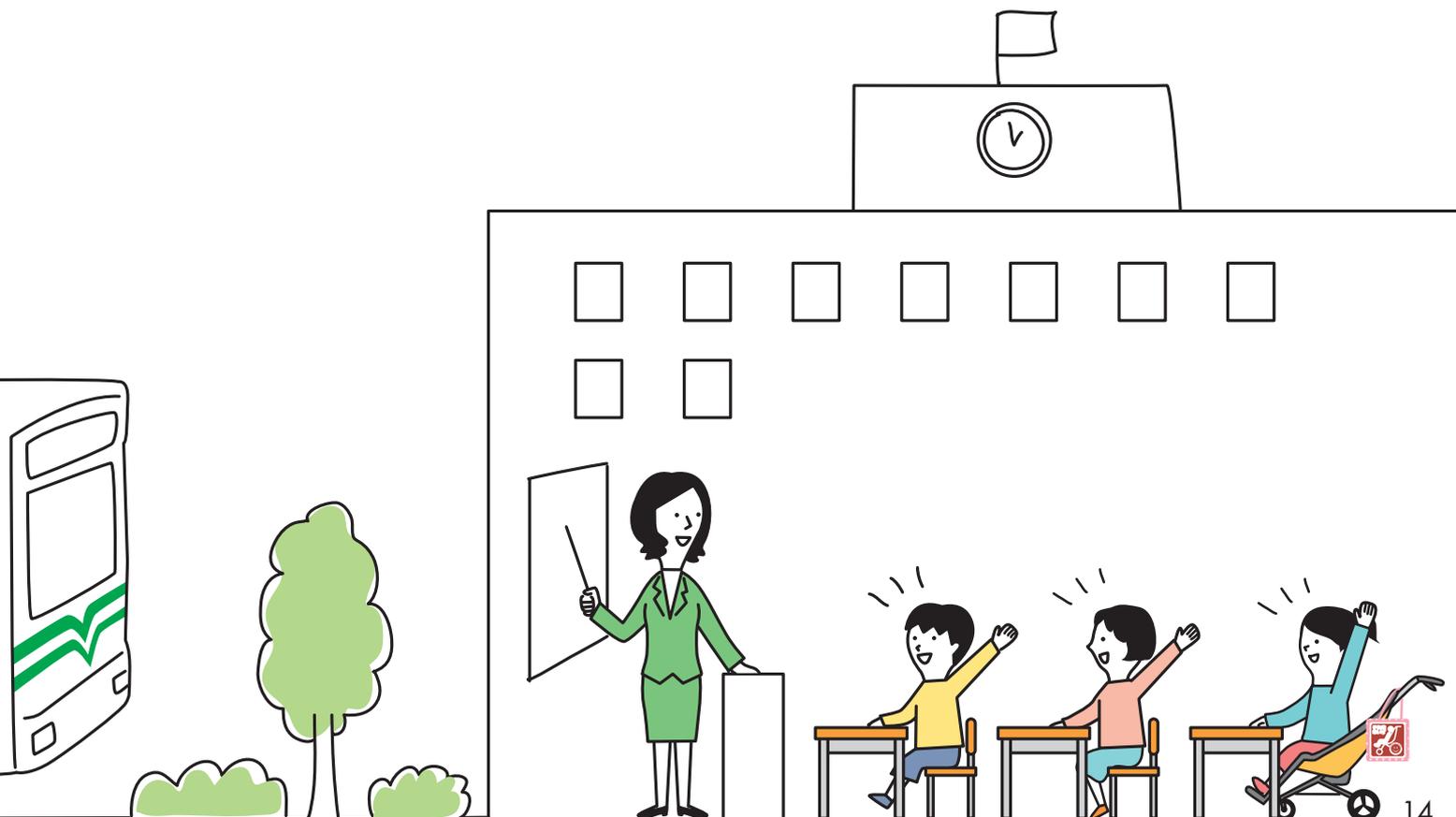
⑤ 障害のある子どもたちが、  
必要な手助けを受けながら、  
障害のない子どもたちと一緒に学び  
成長することができるようにします。

➡ 専門の人たちが協力して、  
障害のある子どもたちの手助けをします。

➡ 重い障害や病気になっている  
子どもたちが、安心して生活できるように  
取組を進めます。

➡ 家の近くで子どものことを相談をしたり、  
手助けを受けられるようにします。

➡ 障害のある子どもも、障害のない子どもも、  
一緒に学び育つよう、学校や市役所などが  
協力して取組をすすめます。



## この計画の目標

### 平成32年度が終わるまでに達成する目標

- ➡ 入所している施設から地域へ戻った人の数 ..... 14人
- ➡ 精神障害のある人が短い期間で退院できる割合
  - 3ヶ月で退院できる割合 ..... 65%
  - 6ヶ月で退院できる割合 ..... —
  - 1年で退院できる割合 ..... 91.8%
- ➡ 一般の会社で働く障害のある人の数 ..... 162人
- ➡ 重い障害や病気の子どもが通う場所の数 ..... 4箇所
- ➡ 病気で手助けが必要な子どもを支えるための話し合いの場をつくる

### 今の様子

14人

65%

—

91.8%

162人

4箇所

### 新しい目標

45人以上

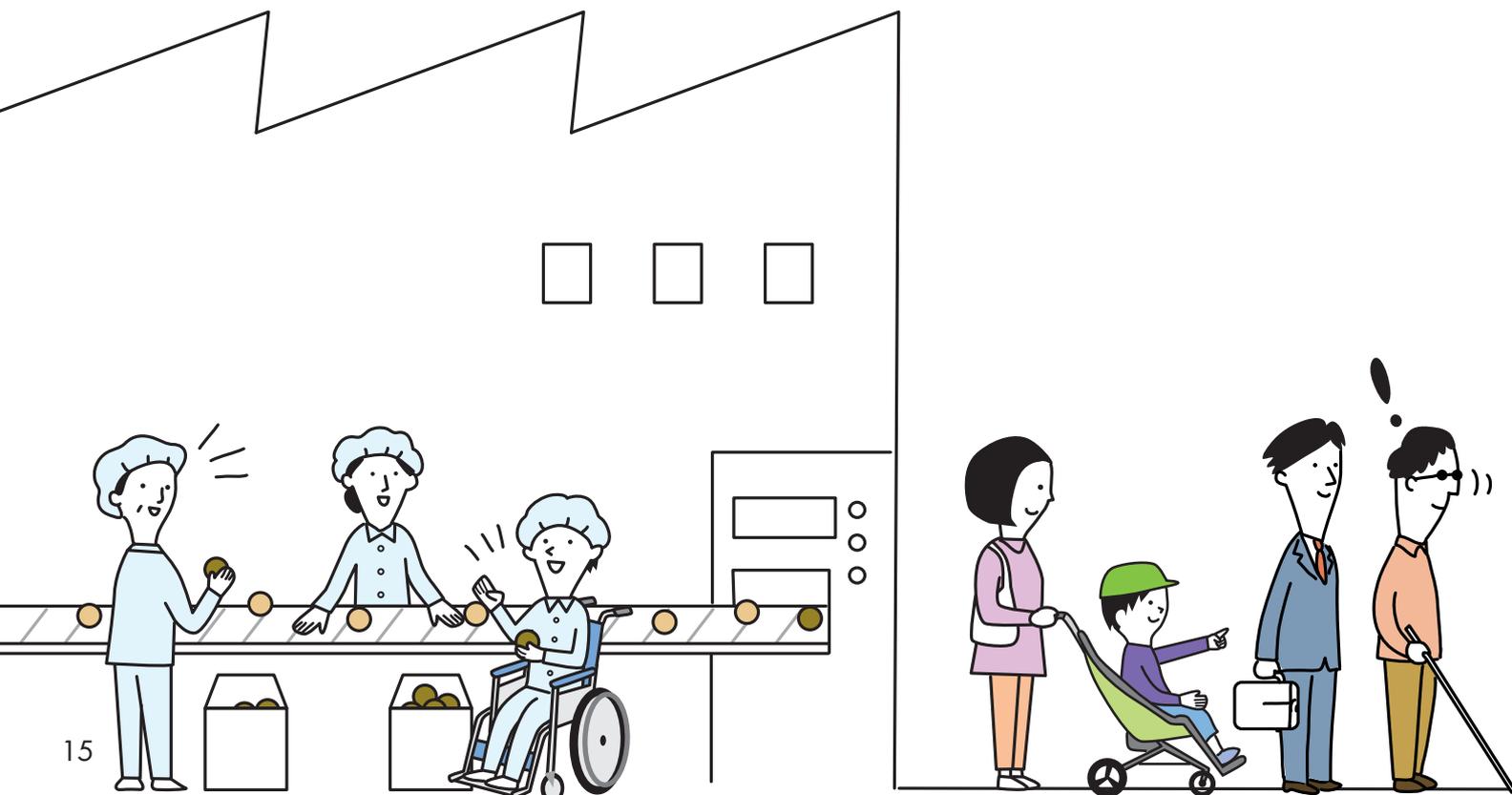
69%以上

84%以上

90%以上

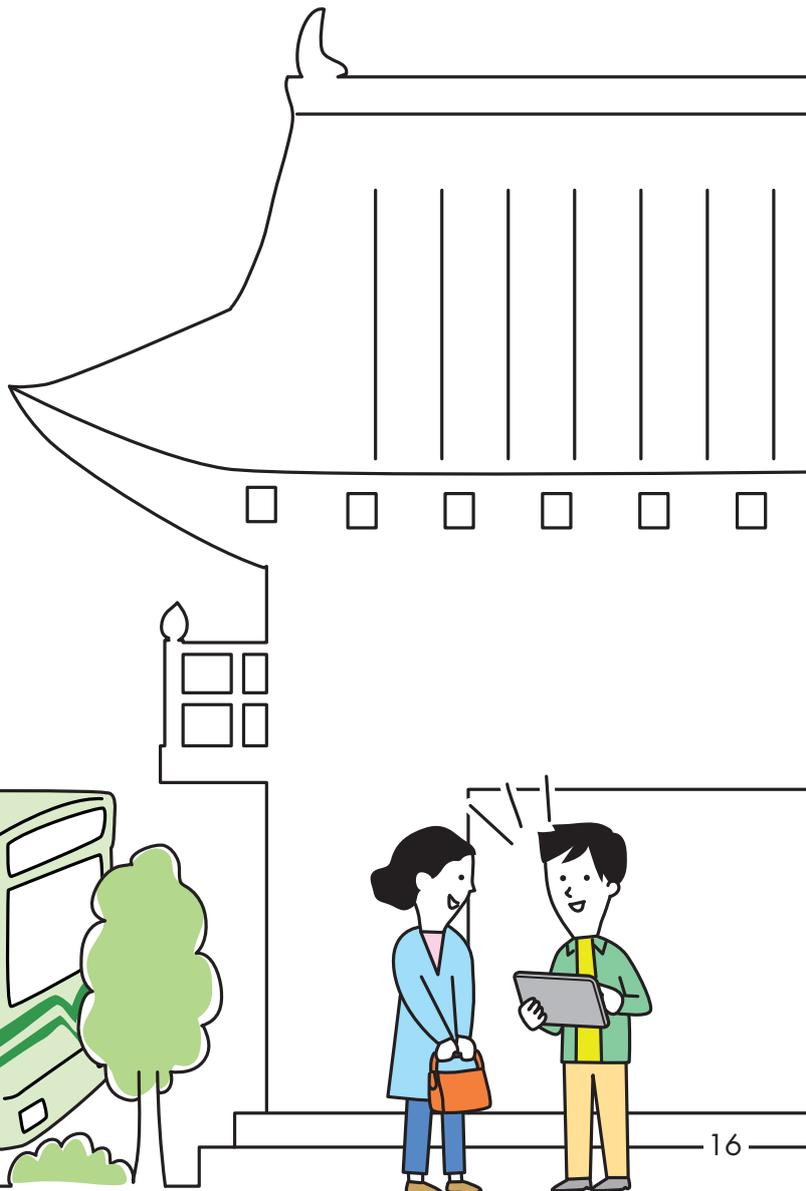
243人以上

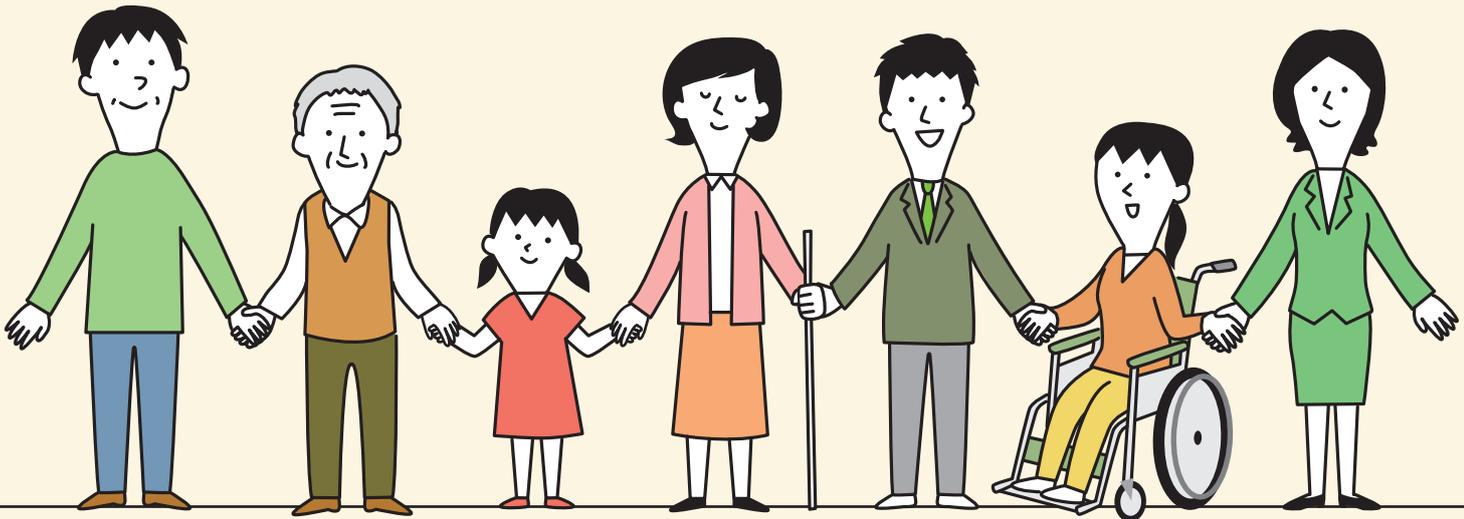
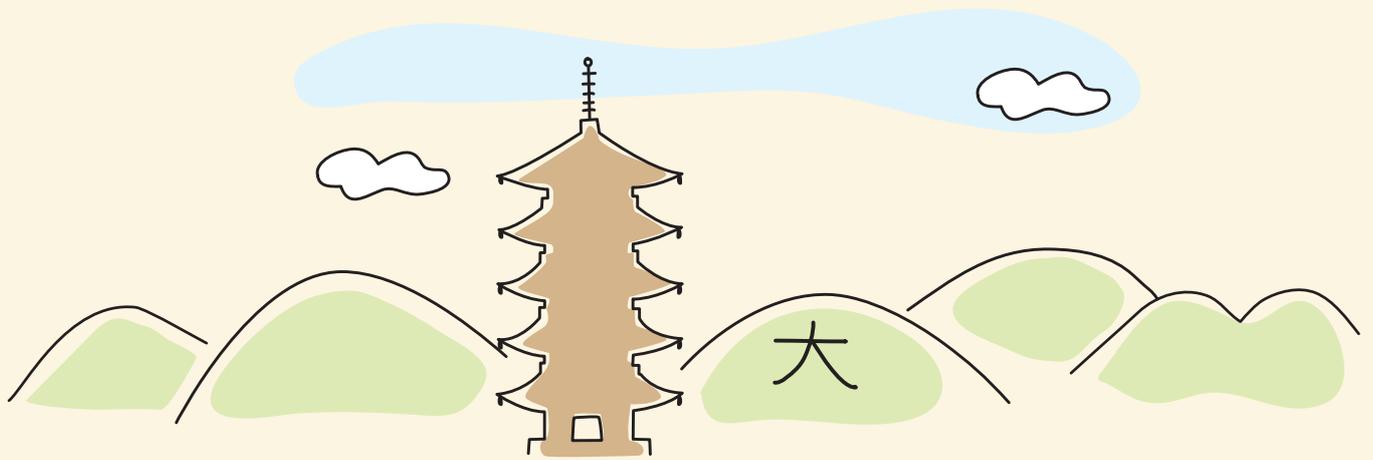
4箇所以上



## この計画を進めるために

この計画に書かれた取組を、きちんと  
進めるために、市役所、障害者団体や、  
福祉サービスをする人など、  
いろいろな人が集まって、取組を点検します。





# 市民の皆様の御意見をお待ちしています！！

御意見の募集期間	平成30年1月31日（水）～30年3月2日（金）
御意見の提出方法	<p>郵送，FAX，電子メール又は京都市情報館（ホームページ）の意見募集フォームにより御応募下さい。（様式は自由ですが，本リーフレット末尾の「御意見記入用紙」も御利用いただけます。）</p> <p>計画の詳細については，京都市情報館でも御覧いただけます。</p> <p><b>パブリックコメント（市民意見）</b> から検索してください。</p> <p>① 郵送 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市保健福祉局障害保健福祉推進室 宛</p> <p>② FAX 075-251-2940</p> <p>③ 電子メール <a href="mailto:syogai@city.kyoto.lg.jp">syogai@city.kyoto.lg.jp</a> ※件名を「プランへの意見」としてください。</p>
御意見の取扱いについて	<p>①個人情報については，法令等を遵守し，適正に取り扱います。</p> <p>②募集終了後に，お寄せいただいた御意見・御提言を集約し，京都市障害者施策推進審議会において報告，協議するとともに，御意見・御提言に対する本市の考え方をとりまとめ，京都市障害保健福祉推進室のホームページで公表します。</p> <p>なお，御提出頂いた御意見に対する個別の回答はできませんので，あらかじめ御了承ください。</p>



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収などへ！

## 【問合せ先】

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488  
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室  
電話：075-222-4161  
FAX：075-251-2940  
電子メール：syogai@city.kyoto.lg.jp

「はぐくみ支えあうまち・京都ほほえみプラン」  
**御意見記入用紙**  
(募集期間:平成30年1月31日～平成30年3月2日)

(FAX) 075-251-2940

P1～ 「はぐくみ支えあうまち・京都ほほえみプラン【仮称】の概要」について
P3～ 「共生社会の実現に向けて(施策一覧)」について
P5～ 「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」の 成果目標及びサービス量の見込みについて」について
P10～ 「はぐくみ支えあうまち・京都ほほえみプラン【わかりやすい版】」について
プラン全体について
<b>御意見の内容</b> ※御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ○を御記入願います。 ①お住まいの区: 北区 上京区 左京区 中京区 東山区 山科区 下京区 南区 右京区 西京区 伏見区 その他 ②年齢:        ~ 19歳 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳~ ③性別:        男 女 ④御職業等:   会社員 公務員 自営業 主婦・主夫 学生 無職 その他

平成30年1月  
京都市保健福祉局障害保健福祉推進室  
京都市印刷物番号 第293171号



健康長寿のまち・京都



京都市  
CITY OF KYOTO



京都はぐくみ章



京都市の地域コミュニティ活性化